



第20回定期大会は書面審議形式で開催

私たちの産業に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症（コロナ感染症）は、全国に発令された緊急事態宣言が5月25日に全面解除され、6月19日からは東京都や北海道など感染者の多かった都道府県との往来自粛も解除されて、一定の落ち着きをみせている状況にあります。しかし、「新しい生活様式」によっていわゆるソーシャルディスタンスが求められるなど、完全な日常を回復するには至っていません。

これらの状況に鑑み、サービス連合では、当初7月16日に東京都内で開催する予定だった第20回定期大会を、「書面審議」の形で開催することになりました。7月22日から同29日までの間に書面のやりとりをおこない、7月29日に表決がおこなわれます。

具体的な開催形態についてはすでに5月29日付で告知しているとおりですが、今回は全国からの代議員が一堂に会する場がないことから、審議される議案について、概要を紹介します。

第20回定期大会 議案の概要

第1号議案 2020春季生活闘争のまとめ

今次の春季生活闘争は、まさに要求書提出の目標としていた2月下旬ごろからコロナ感染症の拡大が始まり、交渉に大きな影響を与える形になりました。

1月22日開催の中央委員会を受け、各組合は「35歳年収 550万円」の実現などを掲げて3月上旬までに要求を提出し、交渉に取り組むこととしました。しかし、コロナ感染症の影響から交渉スケジュールを見極め、例年より要求書提出が遅くなった組合もありました。また、交渉は難航し、合意に至っている組合は前年より大幅に減少しています。6月19日時点の集計によると、賃金改善額は、全体では6,262円と前年比210円の減少となっています。実質的な賃金改善額では370円増とわずかに増加していますが、増加額の前年比では1,000円を超える減少で、厳しい水準となりました。

一時金の水準は、すべての業種で前年を下回る結果となりました。年間については、合意できた組合が前年の約半数の18組合にとどまる状況で、前年を0.54ヵ月下回る2.41ヵ月となりました。夏期のみ一時金の水準は、合意できた組合数は前年の9割ほどだったものの、支給見送りとした組合も多く、水準は前年を0.55ヵ月下回る0.85ヵ月となりました。

最低保障賃金は、要求書の冠紙を本部で作成するなど取り組みを強化した結果、要求組合数が前年より増加し

ました。なお、ポイント年齢別最低保障賃金の算出方については、2021春季生活闘争にむけ、仕組みを引き続き検討することとします。

同時要求項目については、交渉を賃金・一時金に傾注する組合が多かった中、長時間労働の是正、同一労働同一賃金やあらゆるハラスメントの防止に関する取り組みなどについて合意に達した組合がありました。

今次闘争は、観光産業がコロナ感染症によるこれまでに経験したことのない厳しい状況に直面し、雇用を守ることを最優先に取り組みました。「人財への投資」の必要性については労使ともに理解するものの、賃金をはじめとする要求項目の交渉結果は極めて難しいものとなりました。しかし、その中にもあっても実質的な賃金改善を勝ち取った組合や、粘り強く交渉した結果、定期昇給相当分の確保の回答を引き出した組合もありました。私たちは、今後も魅力ある産業の実現にむけ、人財確保のための投資、すなわち賃上げを勝ち取るべく、すべての加盟組合が一丸となって継続的な取り組みを進めていくことが重要です。

第2号議案

2019～2020年度 運動の中間まとめと補強

2019年度は、4つの『運動の柱』、具体的には「強固な組織基盤の確立」「労働環境の整備と向上」「産業政策

の提言と実現」「社会への関与と共生と連帯」における運動の課題を解決するため、加盟組合との連携強化をはかり、本部・地連それぞれが執行責任のもと取り組むべき課題を認識したうえで加盟組合が主体的に取り組める体制を構築することとし、活動に取り組みました。

そして2020年度は、極めて厳しい社会情勢下にはありますが、運動の柱の設定により明示された多岐にわたる活動を継続させるとともに、必要に応じた補強をして取り組みを進めることとします。組織強化にむけては、加盟組合に対し、労働組合の役割や日頃の活動を見直すための研修を開催し、速報などをつうじた情報提供をはかります。労働環境に関しては、多様の働き方の推進などについての取り組みを進めます。観光政策フォーラムは、2020年2月の第5回に続き、第6回を開催します。外部への情報発信は、従来のホームページへの掲載に加えて記者クラブへの情報配信、記者会見などにより、積極的に実施していきます。また、社会貢献活動の一環として、「首里城火災再建支援『心をつなぐ 心をとどける』プロジェクト」の活動を継続します。

世界経済はいま、コロナ感染症の拡大により、前代未聞の大きな景気後退に直面しています。日本をはじめ中国や欧米では感染拡大が一定の落ち着きを見せている状況にありますが、秋以降に第二波・第三波が来るとの予測もあり、旅行需要の本格的回復には時間がかかると見込まれています。

このような状況下、3月には会長を本部長とする「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、雇用を守ることを第一義とし、雇用・労働・産業への対策を講じることとしました。具体的には、政党や厚生労働省、国土交通省、財務省などの中央省庁に対する緊急要請をおこない、記者会見を開催してその内容をマスコミへアピールしました。加盟組合に対しては、雇用調整に関する労使交渉時の留意点について情宣をおこなうとともに、実態把握のヒアリングを実施し、緊急性の高い案件に対して必要な対応をおこない、また対応方針を策定して加盟組合へ発信することにより、注意喚起をおこないました。

コロナ感染症については、影響の長期化を想定し、引き続き対策本部で議論し、対策を講じていきます。

第3号議案

2020秋闘・2021春季生活闘争方針策定にむけて

日本経済はコロナ感染症の影響による急速な悪化が続き、極めて厳しい状況にあり、先行きについては、政府は感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくものの、当面この状況が続くと見込まれています。

2020秋闘は、「35歳年収 550万円」の実現、総実労働時間の短縮、高齢者雇用の確保など2020春季生活闘争の方針を引き継ぎ、今後の経済再生、産業の復興、魅力ある産業の実現にむけ、すべての加盟組合が労働条件の維持・改善に全力を傾注することとします。また、雇用に関する問題については、雇用を守ることを最優先とし必要な対策を取ることとします。このほか、あらゆるハラスメント防止に関する取り組みや、組織強化・組織拡大への取り組みもあわせておこないます。

2021春季生活闘争は、年収の維持・向上にむけて2020春季生活闘争から加速させた取り組みを継続し、すべての加盟組合での中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、年収水準の維持・改善、とりわけ月例賃金の改善にこだわった要求基準策定に取り組めます。あわせて契約社員やパートタイマー等の待遇改善や最低保障賃金の協定化、災害や感染症の状況にも対応できる労働環境整備のため働き方の見直し、総実労働時間短縮など労働条件の底支え・底上げに取り組むほか、2021年4月に施行される改正高年齢者雇用安定法への対応についても検討していきます。

具体的な要求内容および闘争スケジュールは、2021年1月に開催する第20回中央委員会で確認します。

なお、今回の議案書（「議案書I」）には、議案とは別に「**2021年度からの『長期ビジョン(案)』の提起について**」を掲載しています。10年後の環境想定、これまでの活動における課題、今後に向けての検討ポイント、私たちが大事にすべきことなどについて議論を行い、長期ビジョンをまとめたものとなっています。

詳細は議案書本文を参照ください。